

県外副業・兼業プロフェッショナル人材移動費補助金

県外からプロ人材を副業・兼業形態で活用した場合の移動費を補助します

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点(一般社団法人 長野県経営者協会)では、県内企業が、新商品の開発、販路開拓、生産性向上等、成長戦略の実現に不可欠なプロフェッショナル人材の採用等のサポートをしています。

本補助金は、企業が県外副業・兼業プロ人材を活用した場合、当該人材の移動に係る経費(以下「移動費」という。)の一部を補助するものです。

【概要】

県内企業が、「長野県プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用して、県外からプロ人材を副業・兼業形態で活用した場合、当該人材が県内企業の所在場所等を実際に訪れて、業務に従事する場合、企業が負担する移動費(交通費及び宿泊費)の一部を補助する。

【補助対象者】

以下のすべてに該当するもの。

- ・「長野県プロフェッショナル人材戦略拠点」と連携し人材確保に取り組んでいる県内企業
- ・県外在住のプロ人材を副業・兼業形態で新たに活用した県内企業
- ・補助金交付規程の第3条で掲げる要件を満たす県内企業

【補助対象経費】

県外副業・兼業プロ人材の活用に係る交通費(往復交通費1万円以上)及び宿泊費(令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間に銀行振り込みなどの支払いが完了した経費が対象。現金支払いは除く)

【補助率】

補助対象経費の2分の1以内

【補助上限額】

受入企業1社あたり50万円

【交付申請期限】

県外副業・兼業プロ人材の業務終了後、30日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに交付申請書の提出が必要です。

◎業務従事が始まる前日又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに事業計画書をプロ拠点に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。

◇お問い合わせ先

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL:026-238-2623

◆補助金交付規程の第3条で掲げる要件(補助対象者)について

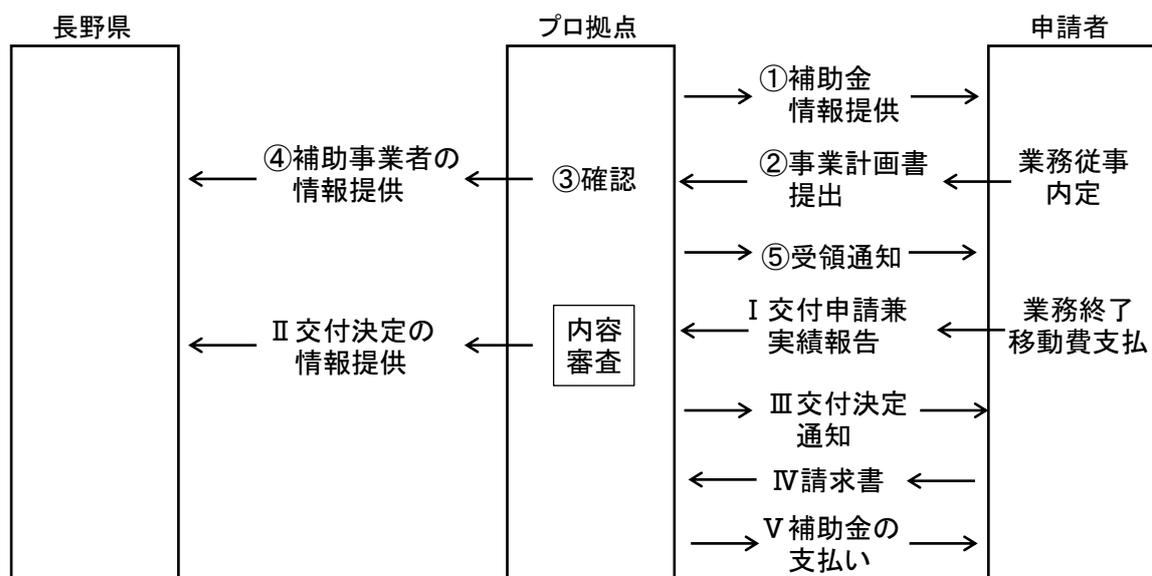
- (1) 令和5年4月1日以降に、県外副業・兼業プロ人材と契約した受入企業であること。
ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに県外副業・兼業プロ人材と契約した受入企業については、令和6年4月1日以降も原契約が有効であることを確認できる原契約当事者の書類を必要とする。
- (2) 同一の補助事業について、国、長野県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

◆補助対象経費について

県内企業が、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間に支払った、県外副業・兼業プロ人材が受入企業の業務に従事するための移動費(交通費及び宿泊費)

- ただし、移動費の算定については、「長野県一般職の職員の旅費等に関する条例」(昭和29年条例第45号)に準ずるものとし、往路と復路を対象とする。
- 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費(有料道路代)とし、宿泊費は、現に支払った宿泊料金等の額(上限1泊につき1万900円、県内での宿泊に限る)とする。
- なお、交通費にあつては、出発地(原則として居住地)から長野県内の最初の目的地(事業所の所在場所等)までの往復交通費であり、1回の往復移動に伴う実費負担が1万円未満の場合を除く。

◆事業計画・申請手続きの流れ



※事業計画書は、業務従事が始まる前日又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに提出し、プロ拠点の確認を受ける。業務終了後、30日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに交付申請を行う。

◎補助金交付申請手続き関係は、「県外副業・兼業プロフェッショナル人材移動費補助金 交付規程」を参照のこと。